

平成17年7月13日

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第5回島根海区漁業調整委員会が、平成17年7月6日に松江市のサンラポーむらくもで開催され、以下の議題について協議や報告が行われました。

定置漁業のための漁場計画原案について（協議）

定置漁業（定第17号）について、廃業のため漁業権を放棄する旨の申請があり、この漁業権を抹消しましたが、漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、知事から同じ海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼がありました。

このため、この定置漁業の漁場計画原案について協議し、委員会として問題がない旨回答することになりました。

なお、この定置漁業（定第17号）は、休業届けが提出されており、前回の委員会の審議を経て、休業中の漁業許可として他の経営者が操業しています。

アナゴかご漁業の操業区域の変更について（協議）

石見地区の漁業者から漁業経営の改善を図るために、石見地区のアナゴかご漁業の操業区域を、現在の「大田市と出雲市界から329度の線」から「日御碕正北の線」へ変更してほしいという要望がありました。操業区域が石見地区のみでなく出雲地区も一部含むことになるため、海区漁業調整委員会で協議が行われました。

操業が拡大される海域は、大社湾沖の小型機船底びき網漁業操業禁止ライン（距岸約10km）の外側の海域で、期間も6～8月の3ヶ月間に限定することから、地元の沿岸漁業との競合が少なく、資源に対しても大きな影響はないと考えられ、委員会としてこの変更について了承することとしました。

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について（協議）

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越え広域的に分布回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されました。

日本海・九州西広域漁業調整委員会は沖縄から北海道までの、日本海及び東シナ海に面する道府県の海区と沖合漁業者代表、学識経験者29名の委員で構成され、アカガレイ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、トラフグ等の資源回復計画についての検討などを行っています。

現在この委員に隠岐海区の屋田会長に就任頂いていますが、任期が今年9月に切れることから委員選出について協議が行われ、島根海区として引き続き屋田会長にお願いすることとなりました。

平成17年度日本海漁業調整委員会連絡協議会への提出議題について（協議）

日本海漁業調整委員会連絡協議会兼全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が、新潟県で今秋開催される予定であり、この協議会へ提出すべき本県の重要課題について協議しました。

「山陰沖の漁業秩序の確立について」と「貨物船等の積荷流出事故対策の推進について」の2課題を提出することとしました。「山陰沖の漁業秩序の確立について」は、今年の2月県議会で「竹島の日」が制定されたこともあり、竹島の領土権の確立についても強く要望していくこととしました。

これらの提出議題は協議会で検討後、各県の議題と調整・取りまとめの上、来年春に開催される全国海区漁業調整委員会連合会総会で承認され、その後関係省庁への要望活動が行われる予定です。

全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について（報告）

平成17年5月16日に東京で開催された全国海区漁業調整委員会連合会総会において決議された「日韓漁業協定及び日中漁業協定発効に伴う対策」、「外国漁船の操業秩序の確立と監視、取締体制の強化」、「船舶事故に係る漁場環境保全等の事故対策の推進」等について、6月21日に関係省庁への要望活動が行われました。

島根県連合海区の伊藤会長が、全漁調連の副会長としてこの要望活動に参加され、国土交通省や水産庁において、外国漁船の不法操業対策や貨物船の木材流出事故対策を中心に要望を行ったことの報告がありました。

その他

水産関係の課題や漁業調整委員会の協議結果等について、広く公表するようにとの提案が委員さんからありました。このため、海区漁業調整委員会の協議結果等を県のホームページ等で公表することとしました。

問い合わせ先

島根海区漁業調整委員会事務局

0852-22-5950

